

中間前金払制度について

松江市水道局

松江市水道局では、建設工事の請負契約において、平成19年5月から中間前金払制度を導入します。建設工事を請け負われた方は、一定の条件の下で中間前払金を請求できますので、活用してください。

1 中間前金払制度とは

中間前金払制度とは、当初の前払金（請負代金の4割以内）に加え、工期の半ばで更に2割以内の前金払いを行うものです。

2 中間前払金の支払条件

中間前払金は、既に前払金の支払いを受けている場合で、次の条件をすべて満たしているときに支払います。

請負代金の額が**500万円以上**であること。

工期の2分の1が経過していること。

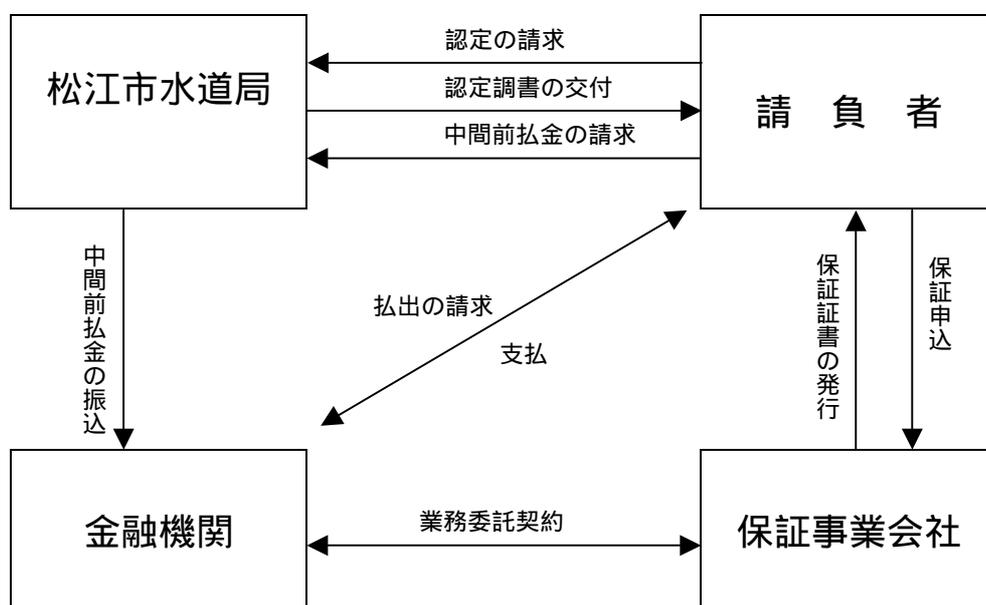
工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。

既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が**請負代金の額の2分の1以上の額**に相当するものであること。

契約締結時に中間前金払か部分払かを選択してください。

3 中間前払金の請求手続

中間前払金の請求手続は、次のとおりです。



請負者は、「認定請求書」に「工事履行報告書」・「計画工程表」を添付して、当該工事の発注を担当している課（工事担当課）へ提出し、中間前払金に係る認定の請求を行ってください。

工事担当課は、「認定請求書」を受け取ってから7日以内に「認定調書」を交付します。ただし、進捗額の調査の結果、中間前金払いをすることができる要件を具備していると認定できないときは、「認定調書」を交付しません。

なお、「工事履行報告書」に記載された進捗率の数値に疑義がある場合は、当該数値の根拠となる資料の提出を求めるともあります。

請負者は、「認定調書」の交付を受けたときは、その認定調書を添えて保証事業会社（「西日本建設業保証」）に中間前払金保証の申込みをしてください。

[必要書類]

- 1 保証申込書
- 2 前払金使途内訳明細書
- 3 認定調書（コピー）

請負者に対し、保証事業会社から保証証書が発行されます。

請負者は、請求書に保証証書を添えて、工事担当課へ中間前払金の請求をしてください。

中間前払金専用の「前払金払出依頼書」（保証事業会社から渡されます。）により、預託金融機関へ払出の請求をしてください。

請負者に対し、中間前払金が払い出されます。（現金での払出しとなります。）